

「一般に認められた会計原則」 の形成とディスクロージャー

加 藤 盛 弘

目 次

- 1 はじめに
- 2 アメリカ会計士協会証券取引所協力特別委員会報告
- 3 連邦証券法のもとでのディスクロージャー
- 4 会計士協会による「一般に認められた会計原則」の形成：『会計研究公報』
- 5 「一般に認められた会計原則」として形成されることの意義

1. はじめに

今日、連結財務諸表、中間財務諸表、取替原価会計、人的資源会計、公害・社会責任会計等々といった、いわゆるディスクロージャーの拡大について論及されることが多い。それらはいうまでもなく、投資家および企業をとりまく各種の利害関係者に、企業活動についてのより豊富な財務情報を開示する具体的事例と考えられている。したがって、それらは企業についての判断をよりの確におこなうことを助ける財務情報開示の拡大であり、それゆえに財務報告制度の改善であると考えられている。だが、いわゆるディスクロージャーの拡大をこのようなことがらとしてのみとらえることは、これらの会計現象についての正しい理解といえるのか疑問である。

「ディスクロージャー」がはたす現実的意味・機能が検討されなければならないと考える。

アメリカにおける財務情報についてのディスクロージャー制度の拡充に

かんして、まず第一にあげられるのは、1933年・34年の両連邦証券法の制定およびそれに前後する AIA を中心とする「一般に認められた会計原則」形成の活動であろう。これらの活動が、たとえばつぎのブランドイス (L. Brandeis) の言葉に見られる公表賛美の思考によって支えられ、促進されたことはたしかであろう。

「公表 (publicity) は社会的および産業的疾病的治療薬としてまさしく推賞される。太陽は最善の消毒剤といわれ、電灯はもっとも有能なポリスマンといわれる。」

このような公表こそが最善の策であるという思考が規制 (regulation) を排し、具体的会計処理方法の適用について積極的に判断の余地をのこす「一般に認められた会計原則」の思考を支える役割をはたしたことは見のがせない。本稿は連邦証券法の財務報告規定と「一般に認められた会計原則」の形成過程を考察し、そこでのディスクロージャーのはたす論理的機能を解明することを目的としている。

2. アメリカ会計士協会証券取引所協力特別委員会報告

「一般に認められた会計原則」および会計情報開示制度の形成の点からみて、まず第一にあげられるべきことは1930年代前半のニューヨーク証券取引所とアメリカ会計士協会との交渉、とりわけその具体的現われとしてのアメリカ会計士協会証券取引所協力特別委員会書簡 (以下、メイ書簡と略称) であろう。この AIA の取引所協力特別委員会は、1929年の大恐慌を経験して、1930年の AIA 年次総会にまねかれたニューヨーク証券取引所のホクセイ (Executive Assistant) の会計実務改善についての演説とその

1 David F. Hawkins, *Corporate Financial Disclosure, 1900-1933*, (unpublished dissertation), Harvard University, 1962, p. 104.
Louis D. Brandeis, *Other People's Money*, Frederick A. Stokes Company, N. Y., 1913.

²協力要請をうけてつくられたものである、といわれる。ジョージ・オー・メイを議長としてつくられたその特別委員会のニューヨーク証券取引所宛の書簡(1932年9月22日付のいわゆるメイ書簡)こそ、会計原則の形成史上歴史的な文書である。その書簡は「その後の会計原則の仕事の基礎をきづいた。ほとんどの会計原則の構造は何らかの点で、この委員会の報告に依存している。」³とストーリーによって評価されているように、まさに「一般に認められた会計原則」というアメリカ会計原則の原型をきづいたものであった。

メイ委員会は上場会社の使用する会計処理方法および報告方法が非常に多様であるという事実の認識の上にたって、その多様な実務の幅をせばめる課題を、(1) 会計報告の性格と限界について大衆を教育すること、(2) 公表される報告書をより情動的に豊かにすること、⁴という二大支柱によって果すことを考えた。

メイ書簡の基本的な考え方は以下の諸点に示されている。

- (1) 貸借対照表は資産、負債の価値を示すものでないことについて大衆を教育すること。
- (2) 貸借対照表は大きな程度において、歴史的・慣行的性格のものである(純粹理論的なものではない)ことを強調するとともに、資産がどのような基準で表示されているかについて、一層明瞭に表示するようにすること。
- (3) 収益力の重要性、したがって、損益勘定の第一次的重要性を強調すること。
- (4) かなりの程度一般的に受け入れられている幅広い会計原則(broad principles of accounting which won fairly general acceptance)を上場会社に受け入れさせること。そして、そのようなブロードな原則の範囲内において、企業が自己の求めるものにもっとも適すると思う方法を選択する権利を制限しないようにすること。しかし:

2 J. M. B. Hoxsey, Accounting for Investors, *Journal of Accountancy*, Vol. 50, No. 4 (October 1930).
3 Reed K. Storey, *The Search for Accounting Principles*, AICPA Inc., N. Y., 1964, p. 9.
4 AIA, *Audits of Corporate Accounts*, 1934, pp. 4-5.

- (a) 各上場会社に、その採用する会計および報告の方法についてのステイトメントをその会計部門の手引となるように、十分詳細に設定し、かつそれを取引所に提出することを要求すること。
- (b) そのように設定された諸方法が継続して遵守されること、そしてまた、もしその原則について何らかの変更がなされたり、あるいはその適用方法について重大な変更がなされた場合には、株主と取引所は、そのような変更の影響があらわれる最初の財務諸表において知らされることを保証されること。
- (c) 監査人は、諸勘定が会社の正規の会計方法にしたがってつくられているか否かについて、明確に報告するように監査証明書の様式を変更するように努力すること。

また、ここでいう broad な会計原則の例としてメイ委員会はつぎの5原則をあげた。

- (1) 未実現利益は直接、間接をとわず損益勘定に計上してはならない。
- (2) 資本剰余金は現在あるいは将来の損益勘定への借方記入を減少させるために用いてはならない。
- (3) 取得日以前につくられた子会社の利益剰余金は連結利益剰余金を構成しない。また、子会社のかかる剰余金からなされた配当を親会社の利益勘定に貸記してはならない。
- (4) 金庫株への配当は利益勘定に貸記してはならない。
- (5) 役員、従業員、関係会社の受取手形あるいは受取勘定は区別して表示し、一般の受取手形あるいは受取勘定に含めてはならない。

メイ委員会は多様な実務の幅をせばめることを課題としたにもかかわらず、そこで出された方向は、以上に紹介したように、会計は何よりも歴史的・慣行的なものであることを強調することによって、実務において慣行的に認められている会計方法を重視する基本的精神を示し、その上にたって、実務的・慣行的に受け入れられている会計方法が、ここに示されているようなきわめて抽象的な幅広い会計原則に反しないかぎり（その許容範囲内にあるかぎり）、企業の自由な選択にまかせるというものである。したがって、その許容範囲内（きわめて広い）にあるかぎり、企業はどのような具

体的な会計処理方法を選ぼうとも、まったく問題ではない。むしろ、具体的な会計処理方法については、企業の自由な判断にまかせることこそ良き会計政策であり、求める方向なのである。したがって、選択した会計方法の相違から生ずる会計結果の違い（資産、費用、利益等の金額上の違い）は「会計プロセスの性格上避けがたいこと」⁶であるから、そのことについては会計の性格あるいは限界として、大衆をよく教育しなければならない、というわけである。ただ、その場合、企業がどのような会計処理方法を選択したかについては財務諸表に明示し、かつ、その選択した会計方法を変更した場合にも、そのことを明示することによって、会計報告を情報豊かにする、というものである。つまり、選択する方法そのものよりも、選択した方法についての表示と、変更についての表示こそが重要である、というわけである。したがって、ここでは表示すること、開示することが、多様な方法のなかからの選択的使用を合理化することに役立っている。つまり、表示とか開示は多様な実務を温存する一つの論理として機能したのである。したがって、このような論理のもとでは実務の幅はせばめられるものではない。逆に積極的に論理化する結果になった。

このように、メイ書簡は多様な実務すなわち、選択する余地の大きい幅の広い実務そのものを、かなりの程度一般的な承認をえている「ブロードな会計原則」の範囲内にあるものとして論理化した。やや短絡的な表現をすれば、「実務」を「原則」という用語におきかえたのである。⁸そして、多様な実務・代替的諸方法間の自由な選択を、表示・開示によって、論理的に補強した。

6 *Ibid.*, pp. 7-8.

7 Storey, *op. cit.*, p. 10.

8 メイは『会社会計の監査』においては、*practices* と *principles* とは草案の段階においては、相互におきかえうる (*interchangeable*) 用語として用いた、と自ら書いている。(Paul Grady, ed., *Memoirs and Accounting Thought of George O. May*, Ronald Press, 1962, p. 74.)

しかも、この「ブロードな原則」「具体的会計方法の選択」「表示・開示」を基本的な枠組とするメイ書簡は1934の『会社会計の監査』に再録され、そこに示された監査報告書の標準様式(そこには、財務諸表は「認められた会計原則に当年度も継続的に準拠して」表示されている、という文言が含まれた。……fairly present in accordance with accepted principles of accounting consistently maintained)とともに、AIAのメンバーによって正式に承認されるにいたった。したがって、ここでは多様な実務の処理が、あの許容範囲の大きい幅広い会計原則の枠内にさえあれば、「認められた会計原則」にしたがうものとして会計界において承認され、「認められた会計原則に準拠している」という公認会計士のお墨付を監査報告書上に得たのである。

ストーリーが、メイ「委員会が確立した会計の基本的な枠組はその後30年間の会計の発展を導いた⁹」と指摘するように、「ブロードな原則」の範囲内の、自己にもっとも適した会計方法を会社が自由に選ぶという考え方は、アメリカにおける「一般に認められた会計原則」という枠組の基本になったのである。

3. 連邦証券法のもとでのディスクロージャー

メイ書簡が出された翌1933年に制定された証券法および1934年の証券取引法は両連邦証券法にもとづいて提出される財務諸表の様式と内容を規定し、さらに、その財務諸表に独立会計士の監査を求めることによって、会計情報の開示を著しく増大させたものとして、きわめて重視されている。だが、ここでの力点は会計処理方法を規定することではなくして、開示方法を規定することにおかれた。

バーリー・ミーンズの著書は20年代の実務について、つぎのように厳し

9 Storey, *op. cit.*, p. 12.

く批判した。

会社の取締役および会計士は会社の利益をコントロールする大きな力を持っている。なぜなら、会計基準がかけており、特別な規定が法律に見られなかったからである。したがって、年々の利益は減価償却費を計上したりしなかったり、損益勘定に借記しなければならない費用を資本から控除したり、正しくは剰余金に計上すべき臨時利益 (non-recurrent profit) を損益に計上したり、また秘密積立金を創出するなどによって、簡単にかえることができた。このようなことが生ずる理由の一つは、会計士が会計基準を開発することに失敗したことにあった。¹⁰

一方、ブランダイスは公表 (publicity) の必要性を強調することによって証券規制の制定に重要な貢献をしたという。¹¹ ブランダイスに代表される開示主張は、会計実務批判を開示によって対処することをもたらしただのである。このことは両連邦証券法の実施規定に、はっきりと現われている。

(1). Form A-1

1933年の証券法の制定当時、同法の管理に責任を負っていた Federal Trade Commission は1933年7月6日に *Rules and Regulations Under the Securities Act of 1933* と Form A-1 を公表した。それは新証券発行の際のプロスペクトスの内容と様式を規定するものであった。¹² Form A-1 は特別の様式を定められていないすべての企業に用いられるべきものであった。この Form A-1 では、貸借対照表と損益計算書の様式は非常に詳細である。貸借対照表項目を固定性配列法のもとに詳細に分類表示すべきこと、減価償却費および減耗償却費の計算方法と、棚卸資産の評価基準を表示すべきこと、また固定資産・設備 (property, plant, and equipment),

10 バーリー・ミーンス著、北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店、昭和36年、252頁。

Hans V. Johnson, *Financial Disclosure: An Inquiry into the Essential Meaning of the Concept*, University of Nebraska, 1973, p. 83.

11 *Ibid.*, p. 78.

12 *Ibid.*, p. 160.

無形資産、株式資本金、長期負債について1922年にさかのぼって表示する明細書 (Schedule) を付すことが要求された¹³。また、損益計算書については当期と前2期間のそれが要求されたし、また、売上高および売上原価についての表示が、当該企業に損失をもたらさないかぎり、求められた¹⁴。このように Form A-1 の開示要求は若干の例外を認めつつもきわめて詳細であった。それだけに、より弾力的な新たな Form の制定が求められたという。

(2). Form 10

1934年証券取引法にもとづいて提出される届出書 (registration statement) の Form を規定する Form 10 が instruction book とともに、1934年12月20日に SEC によって公示された。この Form 10 は Form A-1 が会社経営者にあまりにも多くの財務情報を求めすぎ、かつその情報がかならずしも投資決定にとって基本的なものではなかったという経験にもとづくとともに、SEC は企業の不況回復の努力を妨げるような様式は規定できないという事情を背景にして、弾力的であることを基本としたという¹⁵。

SEC の最初の年次報告書はつぎのように述べている。

「資金調達を促進し、証券法のもとで新規に証券を発行しようとする評判のよい会社のためらいをとりぞくために、当委員会 (SEC) は、設置後ただちに届出書様式の分類 (classification) と様式の単純化について深く研究することによって、現存の様式が改訂され、新様式が公布された。」¹⁶

Form 10 には Form A-1 で示されたような貸借対照表と損益計算書の

13 *Ibid.*, pp. 163-167.

14 *Ibid.*, pp. 167-172.

なお、どのような状態が損失をもたらす状態かについては Form A-1 はふれなかったという。

15 *Ibid.*, pp. 172-175.

16 *Ibid.*, p. 174.

雛型が示されていない。貸借対照表の要件は項目分類につづいて、各項目の表示要件を示している。

たとえば、流動資産についてはつぎのごとし。

1. 市場性ある有価証券の評価基準を示すこと。
2. 受取勘定および受取手形は一緒に表示できる。それらに対する貸倒引当金を設定しなければならない。
3. 棚卸資産は主要なクラスに分け、その評価基準を示すこと。
4. 役員および取締役に対する債権は別に表示すること。また、流動資産総額の5%を超過するその他の流動資産は別に表示すること。

固定資産については二つの明細書(ⅡとⅢ)で、過年度について詳細に示すこと。明細書Ⅲは減価償却、減耗償却、アモーチゼーションについての引当金(準備金)にかんするものであるが、そこでは、相手方勘定を損益勘定にチャージした金額と、それ以外の勘定にチャージした金額とに分類することを要求している。また、減価償却、減耗償却、アモーチゼーションの方法を表示すること。ただし、計算率については表示しなくてもよい。

流動資産、長期負債、固定資産についても貸借対照表および明細書での表示方法が示される。剰余金は貸借対照表上で、(a)払込剰余金、(b)その他の資本剰余金、(c)利益剰余金に分けて示すことが求められる。しかし、例外も認められる。

損益計算書項目については、まず、売上収益とその他の収益との区別を要求している。また、売上原価は“届出書提出者が用いる会計方法にしたがって規則正しく(regularly)計算された”金額で表示すること。維持費、修繕費、減価償却費、減耗償却費、アモーチゼーション、所得税以外の税金、管理および用役費、賃借料、特許権使用料は明細書Ⅷにおいて、損益勘定にチャージしたものとその他の勘定にチャージしたものの合計額に分類して、過年度にさかのぼって示すこと。¹⁷

このように、Form 10も相当多くの財務情報の開示を要求している。だが、この表示規定はForm A-1にくらべるとはるかに弾力的であった。届出書の提出者はインストラクションに照して、その意味と情報とを示すような表示様式と一般に認められた用語とを用いて財務諸表と明細書とを提出することができたという。¹⁸つまり、表示についての特定のスタイルは

17 *Ibid.*, pp. 177-182.

18 *Ibid.*, p. 176.

定められていなかった。貸借対照表や損益計算書の雛型も示されなかった。サンダース (T. H. Sanders) は、SEC は企業の一般的会計実務が確認され、一般化されうるかぎり、SEC の会計規定をそれに関連づけるように努力した、¹⁹ と言っている。つまり、SEC は一般の会計実務そのものを Form 10 の会計規定とするように努力したというわけである。この一般の実務をそのまま受け入れうる弾力性こそが Form 10 が広く受け入れられた主要な原因であった、²⁰ といわれる。

しかも、その会計規定はディスクロージャーそのものにかんする要件であって、会計処理方法にかんする要件ではない。たとえば、さきにもたように、棚卸資産評価規定についても、評価基準を表示することを要求しているのであって、どのような評価基準によらなければならないかを示しているのではない。減価償却についても同様である。これは、ひかえ目にみても、メイ書簡と同一方向にあるものといえる。

この弾力的な Form 10 が Form A-2 (厳しすぎたといわれる Form A-1 を改訂し、既存の会社の新証券発行に適用された。Form A-1 は新設会社の証券発行に適用するために残された) の会計規定の元になったのであり、また1935年12月に公示された Form 10-K は Form 10の規定にならってつくられ両者はほとんど同一であった、²¹ という。

このようにみえてくると、連邦証券法を管理する SEC の会計規定についての方針は、すくなくとも1930年代の前半までは、サンダースの言うごとく、会計方法を規定することではなくして、個々の会社が選択した会計方

19 *Ibid.*, p. 177. なお、T. H. Sanders は1934、35年中の SEC の会計コンサルタントであった (*Ibid.* p. 173).

20 *Ibid.*, p. 185.

21 *Ibid.*, p. 188.

Form 10は1934年12月31日におわる年度に、およびその後第1回目の決算をむかえる年度に SEC に提出される届出書に適用された。Form 10-K はその後の年次報告書に適用される。

法の開示を要求することであった。²²つまり、どのような会計方法を選択したかが問題ではなくして、選択した方法を開示することが重要だと、いうのである。ブラウが「SEC に提出される何百もの財務諸表を検査すると、複式簿記の単純なルール以外にはこの国の会計士の意見が一致する会計原則はほとんど存在しないのではないかという結論に達し²³ようである。」と指摘するような実務状況のもとにおいては、この考え方は、多様な実務を容認する論理として作用したことであろう。1934年の Northern States Power Company の届出書事件にはそのことが端的に示されている。同社が提出した届出書 (registration statement) に含められた貸借対照表では、設備資産勘定が 800 万ドル評価上げされており、1925年に資本剰余金に対して未償却の社債割引金の消去額がチャージされていた。これに対して監査人は限定意見をつけたが、大多数のコミッショナーはその届出書を有効と認めた。なぜなら、その会計処理手続の内容と影響とが脚注に十分に示されていると考えたからである。²⁴ここには “full disclosure” の強調が、会計処理手続の選択の自由 (多様な実務の温存・論理化) を認める論理として現実に機能した姿が示されている。

4. 会計士協会による「一般に認められた会計原則」の形成：『会計研究公報』

1938年4月25日に会計原則の形成上歴史的な文書といわれる SEC の会計連続通牒第4号が出された。SECはこの文書で、1933年34年の両連邦証券法にしたがって提出される財務諸表は「大きな権威の支持」(substantial

22 *Ibid.*, p. 210.

23 Carman G. Blough, The Need for Accounting Principles, *Accounting Review*, March 1937, p. 31.

24 Johnson, *op. cit.*, p. 212.

このような財務諸表は認められないことが、のちに、1938年の会計連続通牒第4号で明示された。

authoritative support) のある会計原則にしたがって作成されなければならず、もしそれに従わない場合には、たとえその事実が財務諸表の脚注あるいは監査証明書において開示されても誤りである、と規定した。このことによって、さきに示した Northern States Power Company の財務諸表のような例は認められなくなった。つまり、財務諸表は選択した方法について明示するだけでは不十分であり、「大きな権威の支持」のある会計原則にもとづいて作成されなければならないわけである。しかし、SEC はその「大きな権威の支持」のある会計原則とはどのようなものであるかについては何ら規定せず、その形成を実質上アメリカ会計士協会にゆだね²⁵たのである。そして、AIA の『会計研究公報』こそ「大きな権威の支持」の源泉であり、「一般に認められた会計原則」のもっとも有力な構成部分としての地位を与えられた。

『会計研究公報』を発行する会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedure) は1938年に、1936年以来存在していた同名の委員会を改組して、フルタイムの3人の研究者を含めて、メンバーを21人に拡大し、会計原則にかんする出版物発行の権限を与えられた。かくして会計原則の形成は会計連続通牒第4号に法的根拠をおき、権威ある会計専門家団体の委員会によって形成されるという関係がきづかれた。そして、その委員会の責任者 (形式副議長) には G. O. メイがあたり、1932年のメイ書簡の会計原則についての基本的なあり方 (枠組) を受けついたのである。

会計手続委員会は1938年に設置された当初は体系的な会計原則の形成を意図したが、そのためには少くとも5年はかかり、²⁶それでは多様な実務の

25 Carman G. Blough, Development of Accounting Principles in the United States, *Berkeley Symposium on the Foundations of Financial Accounting*, School of Business Administration, University of California, Berkeley, 1967, p. 6.

26 *Ibid.*, pp. 7-8.

幅をせばめることを求める SEC の要求に答えられない，ということから，問題のおこる都度，それに対処するピース・ミール・アプローチをとったという。そこで，委員会はメイ書簡にあげられたあの5原則に1原則（現物出資に際して，自己株贈与が事前の契約によってなされる，というように発行額面価額が名目的な場合には，その額面価額を資産価額としてはならない）をプラスして会計研究公報第1号として再録した。このことは，ブロードな原則の範囲内で，それぞれの企業が自己にもっとも適した会計方法を選択する自由をもつというメイ書簡の基本的な在り方を再確認したものといえよう。したがって，幅広い会計原則の範囲内において具体的な会計処理方法を自由に選択・適用することは，「一般に認められた会計原則」の全構造の不可欠の一部分と²⁷考えられるし，また，一般に認められた会計原則は基本的には実務を起源とし，論理的な一貫性よりも，“generally accepted”が²⁸キー・ワードとなるし，『会計研究公報』に示されるルールには例外が存在し²⁹うるし，またそのことが許されることがわざわざ²⁹明記されることになったのである。

会計手続委員会はこのような会計原則のあり方を基本的な理念とするがゆえに，「その努力を代替的な諸方法をもつ accepted practices を確認する (identify) ことに³⁰むけた」。つまり，用いられている (used) ことは accept されていることであるという考え方のもとに，accepted practices を発見し，承認することが中心であって，「“acceptable” な代替的諸方法間の選択を明確にしなかったし，広く使われている（したがって “accepted”）

27 Paul Grady, *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*, Accounting Research Study No. 7, AICPA, Inc., 1965, p. 380.

28 Storey, *op. cit.*, p. 25, p. 46.

29 AIA, *Accounting Research Bulletins* No. 1, September 1939, p. 3.

30 AICPA, *Establishing Financial Accounting Standards*, AICPA Inc., 1972, pp. 17-18.

諸方法が委員会の勧告と矛盾する場合でさえも、それを禁止しようとは努めなかった。その結果、ある種の取引の会計については“acceptable”な代替的諸方法が有り余るほど存在しつづける³¹」ことになった。

ストーリーも以下のように同様の指摘をしている。

「過去30年間における会計の一つの発展 (development) は、多くの代替的諸方法および諸手続の存在が承認される重要な領域の増大であった。」「二つの要因が、承認される代替的諸方法の数を増大させることに貢献した。(1)会計手続委員会が代替的諸方法間のはっきりした選択に失敗したこと、(2)委員会は広く使われている方法については、それが委員会の勧告と矛盾する場合でも、それを非難することに気がすまなかったこと、である。」³²

したがって、会社は監査報告書に限定意見をつけられる心配なしに、いずれの方法もとることができた。委員会の主要な勧告に反対であるとしても、論争する必要はなかった。解決策は『共存』策 (“live-and-let-live” policy) であった。『会計研究公報』によってなされた主要なことは、広く使われていない方法の排除³³であった。その種の解決は「例外ではなく、むしろ、『会計研究公報』の特徴であった」。

その結果、1950年代には、会計界は「一般に認められた会計原則」の枠内において、幅広い代替的会計実務の存在を認めていることに対して厳しく批判されるにいたり、会計原則形成機関の機構改革に着手せざるをえなくなった、という。³⁴

実務の幅をせばめることを任務としたはずの会計手続委員会が「一般に認められた会計原則」の形成の名において、逆に“acceptable”な代替的諸方法の増大に貢献したというのである。このことはメイ書簡に典型化されている「一般に認められた会計原則」の基本的思考（ブロードな原則の範囲内において実務上用いられている代替的諸方法の選択的使用の自由を認めるということが）、多様な実務の幅をせばめるものではなく、逆に“generally

31 *Ibid.*, p. 18.

32 Storey, *op. cit.*, p. 49.

33 *Ibid.*, p. 50.

34 AICPA, *Establishing Financial Accounting Standards*, p. 18.

accepted”と“accounting principles”との二つの用語によって、多様な実務を二重に論理化する役割をはたしたといえる。さらに、その「一般に認められた会計原則」は会計専門家の団体である AIA 会計手続委員会によって形成されたものであるという権威による裏打ちをしたのが、『会計研究公報』というプロナウスメントの形態である。かくして、「実務」は権威ある機関の正式見解によって formalize された。まさに、三重の論理化といえよう。さらにまた、代替的諸方法の選択的適用を補強する論理として機能したのが、ディスクロージャー³⁵である。ここでは、ディスクロージャーは代替的諸方法の選択的使用によって一定の利益金額を算定することを正当化する論理の役割をはたしたのである。

5. 「一般に認められた会計原則」として 形成されることの意義

上述のように、「一般に認められた会計原則」が多様な実務の幅をせまめることに機能したのではなく、実務を“acceptable”な実務として「一般に認められた会計原則」の名において合理化し、権威化したことは何を意味し、また、そのことは何ゆえに必要とされたのであろうか。「実務」が「原則」という用語におきかえられるだけであるなら、それはたんなる呼び名の違いであって、実際上の違いではないはずである。それにもかかわらず変えられたのはなぜなのか。

アメリカでは会計専門家である公認会計士は、まさにプロフェッショナルとしての高い地位と権威とを持ってきた。その権威ある専門家が指導し、

35 方法の選択および変更を財務諸表上に表示したところで、他の方法を選択した場合との違いを計算することはできない。会計が基本的には利益数字によって機能しているにもかかわらず、その利益金額（への影響）にはふれずに、方法の開示によって選択の自由を当然化することは、方法の選択による一定の利益金額の算出を合理化する論理であろう。

形成してきた実務、およびその専門家が承認を与える実務は法に規定されているか否かをとわず、専門職の權威のゆえに社会的支持をうるという在り方がとられてきた。コモン・ローの国なればこそであろう。だからこそ、「広く受け入れられている」ものは妥当なもの、社会的に承認されているものという、実務重視の思考が存在したし、しえたのである。会計原則は会計実務に明るい会計士団体がつくるべきものであり、会計学会の仕事ではない、という考え方が存在したこともその現れであろう。また、指導的地位にある会計士の以下のような発言は「実務こそベストである」とする思考を如実に示している。

George O. May :

統一的会計の場合には、一般の原則がそれが適用される個々の状況についての知識なしに、だれかによってつくられることになる。ルールがそれによって生ずる結果について責任をもたない人によってつくられることになる。それが反対の一つである。さらに反対すべき点は、「統一的に低い基準を意味する」ということである。「それは必然的にそうなる。すべての人に保守的であることを強調できない。法律は最低基準を定めることができるにすぎない」³⁶。

Robert Montgomery :

種々異なる取引を扱う一般の原則を形成しようとすることは進歩をおくらせる。取引の記録と表示は、真実の表示をきびしく守る経営者と公認会計士の最良の判断に残されるべきである。わたくしは「会計原則」という言葉を廃棄するのが良いと思う。わたくしはむしろ「良き会計実務」(good accounting practices) についての權威をのぞむ。³⁷

Victor H. Stempf :

「実務のルールは、もしそれが健全な理論に基礎をおかないならば正しいはずがない、という主張は理論的にすぐれているものが実務的にもすぐれているにちがいない、という不健全な仮定を誘発する。」³⁸

36 John L. Carey, *The Rise of the Accounting, Profession: From Technician to Professional 1896-1936*, AICPA, Inc., N. Y., 1969, p. 263.

37 Johnson, *op. cit.*, p. 137.

38 Paul Grady, ed. *Memoirs and Accounting Thought of George O. May*, Ronald Press, 1962, p. 286.

39 Victor H. Stempf, *Published Financial Statements, The New York Certified Public Accountants*, Vol. x, No. 9 (June 1940), p. 525.

このような会計実務・会計慣行重視の思考と職業会計士の権威を背景として、会社法上の配当可能利益の基礎となる期間利益は会計実務慣行によって算定されてきたのである。そのことがまた会社法の上においても予定されていた。なぜなら、会社法は会計規定についてはまったく白紙であったからである。⁴⁰

また、税額算定の基礎となる課税所得の計算についても、税法は基本的にはそれを実務慣行にゆだねている。すなわち、1918年所得税法は、純利益は“the method of accounting regularly employed in keeping the books of such taxpayer”にしたがって計算されなければならない、と規定した。この規定は今日においてもうけつがれている。メイは、より現実的な方法は会計方法の選択を企業にまかせ、その採用した方法の表示とその継続的適用とを求めることであり、連邦税法において、議会がこの方法を明確に採用したことは意義深いことである、とのべ、税法のあり方を評価した。⁴¹

このように、1930年代以前においては会計「原則」によらずして、会計実務慣行にもとづいて、税額や配当利益の計算がなされ、それらの経済現象の成立がささえられていた。会計士によって権威を与えられてきた「実務」が、1930年代において会計士団体の原則形成機関によって権威づけられた「原則」という用語におきかえられた理由は、会計実務によってその成立を支えられた経済現象、とりわけ税現象の変化にあったと考える。

多くの統計が示すように、1929年の大恐慌の深さはすさまじいものであり、失業者は街にあふれ、企業の利潤も個人の所得も大きく減退したという。まさに資本主義の体制的危機があらわになったのである。この危機に

40 拙稿「連邦証券法制定以前のアメリカの会計規制」『同志社商学』第29巻第1号(1977年8月)参照。

41 Grady ed., *op. cit.*, p. 66.

対処してとられたニュー・ディール税制こそ、「一般に認められた会計原則」形成の主要な要素であったと考える。すなわち、一般大衆の所得低落にもとづく極度の貧困化のもとで、その大衆に課税強化をおしすすめながら、一方では大企業に減免税をあたえるというきわめて反動的な税制による税現象の成立を支える制度的論理こそ、企業の税金は「一般に認められた会計原則」にしたがって適正に計算された利益にもとづいて算定されている、ということである。ここに、その税現象の内容がきわめて反動的であるがゆえにこそ、「実務」を「一般に認められた会計原則」として二重・三重に論理化する論理が必要だったのである。

そこで、以下、ニュー・ディール期の税現象についてみてみよう。

ニュー・ディール期の税制は、株式資本税 (1933年)、超過利潤税の復活 (1933年)、留保利潤税 (1936年)、受取配当金の取り扱い変更、損失の繰越規定の変更など、きわめて複雑な様相を呈している。だが、そのなかで基本的につらぬかれていることは、(1)低所得階層への重課と、(2)巨大企業優遇の税制である。

(1) 低所得階層への重課

恐慌の谷間である1932—1933年には、就業率は1929年の64⁴²〜73%に落ちこんで失業者が街にあふれ、製造業の支払賃金は1932—25を100として1932年46.7、1933年50.1に低落するなかで、1932年には個人所得税の税率は大きく引きあげられ、しかも、個人所得税の人的控除は既婚者については3500ドルから2500ドルに引き下げられた⁴³。これらのことによって、とりわけ低所得階層の実効税率はいちぢるしく増大した (第1表)。その上、連

42 TNEC Monograph, No. 22. p. 79.

43 *Statistical Abstract of the United States*, 1938. p. 324.

44 遠藤宏一『『社会統制』の租税構造——現代租税政策形成の一断面——』『経営研究』(大阪市大)第26巻第4号(1975年11月)78ページ。なお、ニュー・ディール税制の理解については遠藤氏の論文に負うところが大きい。

第1表 個人純所得に対する所得階層別実効税率

所得階層 \ 年度	1929	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937
1,000ドル未満	0.02	0.02	0.04	0.04	0.05	0.06	0.18	0.23
1,000 — 2,000 ^{ドル}	0.04	0.07	0.57	0.49	0.38	0.40	0.47	0.48
2,000 — 3,000	0.07	0.15	0.40	0.34	0.31	0.33	0.42	0.39
3,000 — 5,000	0.05	0.11	0.80	0.83	0.65	0.64	0.84	0.84
5,000 — 10,000	0.21	0.44	2.12	2.28	2.21	2.13	2.67	2.63
10,000 — 25,000	1.49	1.59	4.32	4.94	5.55	5.69	6.68	6.66
25,000 — 50,000	5.24	4.89	6.92	8.31	11.98	12.09	13.66	13.60
50,000 — 100,000	9.77	8.48	11.99	14.34	20.89	21.06	23.65	23.60
100,000 — 150,000	12.92	11.77	20.41	23.51	32.41	32.54	37.32	37.49
150,000 — 300,000	14.64	13.58	27.04	29.03	41.14	41.15	47.86	48.06
300,000 — 500,000	15.49	15.08	35.36	32.82	47.58	47.81	57.40	57.45
500,000—1,000,000	15.86	15.11	32.86	37.43	51.70	51.92	64.31	64.82
1,000,000以上	15.76	16.19	46.75	31.96	55.75	56.36	71.66	71.95
平均	4.04	1.81	2.83	3.40	4.00	4.41	6.31	5.37

Statistical Abstract of the United States, 1935, 1940.

邦・州政府とも、所得税収入の減退のなかで財源を確保するべく、消費税および売上税の増収につとめた。その結果、連邦消費税収入は1930年から1936年の間に2.6倍（その間に連邦所得税は41%減）、州・地方政府の売上税収入は同期間になんと47.6倍にも増大した（第2表）。その結果は最低所得階層にもっとも厳しい税負担となった（第3表）。しかも、連邦消費税は必需品への課税をとりわけ強めたのである（第1図）。まさに逆進的性格をもつ税負担といえよう。そして、このような所得および課税状況のなかで、低所得層は年間の収入によって生活を維持することはできなくなった（マイナス貯蓄——第3表）。

第2表 連邦・州・地方政府の税収・財源の変化 (単位1000万ドル)

項目	年度	連 邦				州・地 方			
		1930	1932	1936	1938	1930	1932	1936	1938
所 得 税 (指 数)		2,410 100	1,057 44	1,427 59	2,623 109	243 100	102 42	241 99	427 176
相 続・贈 与 税		65 100	47 72	379 583	417 642	186 100	149 88	102 55	145 78
社 会 保 障 税*		— —	— —	— —	738 —	— —	— —	— —	707 —
関 税		585 100	328 56	387 66	359 61	— —	— —	— —	— —
消 費・売 上 税		495 100	427 86	1,285 260	1,406 284	14 100	20 143	666 4,757	1,394 9,957
高 速 道 路 税		— —	— —	272 —	293 —	835 100	846 101	976 117	1,188 142
財 産 税		— —	— —	— —	— —	5,027 100	5,006 100	4,181 83	4,892 97
そ の 他		623 100	147 24	366 59	401 64	492 100	556 113	473 96	997 203
合 計		4,178 100	2,006 48	4,116 99	6,242 149	6,797 100	6,679 98	6,639 98	9,750 143

TNEC, Monograph No. 9. p. 148 より作成。

* 社会保障税 (Pay roll) の訳は遠藤氏の訳にしたがった (前掲稿, 75頁)。

(2) 巨大企業優遇税制

法人税率についても30年代には全体として引きあげられた。しかし、その中でも企業規模による違いがある。1932年には法定税率は12%から13.75%に引きあげられ、さらに1935年には12.5%から15%の累進税率が、1939年には8%から15%の累進税率が採用され、税率としては大企業に厳しい

45 遠藤宏一「ニューディール期アメリカの法人所得課税の構造——『社会統制』課税形成の意義——」『経営研究』第113号 (1971年5月), 32ページ, 34ページ。

第3表 所得階層別税負担および貯蓄 (1938-39)

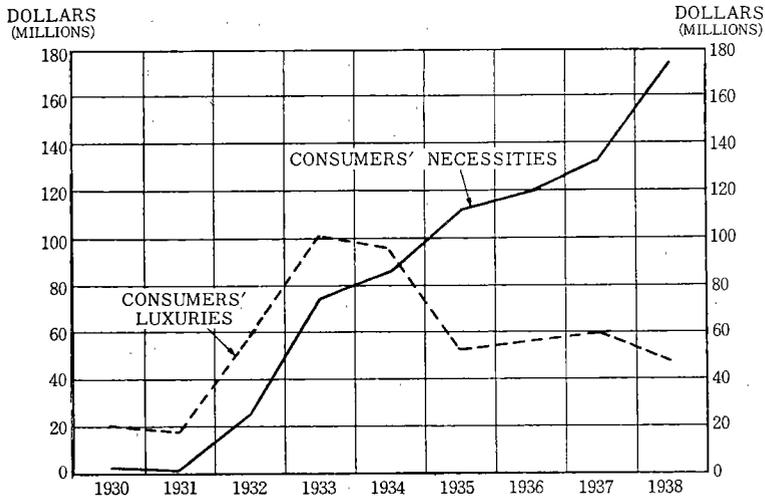
所得階層	平均所得	個人所得中税金に支払われる割合							合計	貯蓄に あてら れる割 合
		連邦税			州・地方税					
		個人税	消費税	計	個人税	消費税	計			
500ドル未満	346 ^{ドル}	1.1 [%]	6.8 [%]	7.9 [%]	0.2 [%]	13.8 [%]	14.0 [%]	21.9 [%]	-24.3 [%]	
500—1,000 ^{ドル}	847	0.7	5.9	6.6	0.2	11.2	11.4	18.0	-2.0	
1,000—1,500	1,381	0.7	5.6	6.4	0.3	10.6	10.9	17.3	5.2	
1,500—2,000	1,929	1.0	5.6	6.6	0.5	10.8	11.2	17.8	5.8	
2,000—3,000	2,689	1.0	5.3	6.4	0.5	10.6	11.1	17.5	9.6	
3,000—5,000	4,121	2.3	4.7	7.0	1.1	9.5	10.6	17.6	16.8	
5,000—10,000	7,741	4.8	3.7	8.4	1.8	7.7	9.5	17.9	28.4	
10,000—15,000	12,872	12.1	2.9	14.9	4.5	6.1	10.6	25.5	32.3	
15,000—20,000	19,477	17.3	2.5	19.8	6.6	5.2	11.9	31.7	32.3	
20,000以上	47,600	25.5	1.6	27.2	7.0	3.6	10.6	37.8	38.3	
	1,693	4.3	4.9	9.2	1.4	9.6	11.0	20.2	11.4	

TNEC Monograph, No. 3, p. 6, p. 13, No. 20, p. 173 より作成。

ものであった。しかし、1932年には3000ドルの最低純所得の特別免税制度⁴⁶が廃止され、小規模企業に対する連邦所得税の実効税率は著しく増大した。一方、1936年には法人間配当免税措置が廃止されたとはいえ、15%についてだけ課税(85%非課税)されるにすぎなかったことは、巨大法人に有利に作用したし、政府債利子の免税規定や留保利潤税(巨大企業は配当が利子傾向をもつことによって安定しているため、不況期には利益に対する支払配当額の比率が高く、留保率が低くなるため)も巨大企業に有利に作用した。このようなことからの作用の結果として、資産規模別の法人税負担は中小規模の企業に重く、巨大企業に軽いという状況になった(第4表)。きわめて明確な

46 前掲稿, 32-33ページ。

第1図 必需品およびぜいたく品に対する連邦消費税



TNEC Monograph, No. 20, p. 142.

逆進性を示したのである。

第4表 資産規模別法人税負担 (対利益比)

規模 \ 年度	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937
小 法 人 (5万ドル以下)	5.6%	11.5%	14.0%	13.9%	14.2%	13.9%	14.5%
中 法 人 (25—500万ドル)	9.5%	11.4%	13.0%	12.7%	12.8%	14.7%	15.4%
大 法 人 (500—5,000万ドル)	9.3%	11.0%	11.8%	11.5%	11.3%	12.9%	13.8%
巨 大 法 人 (5,000万ドル以上)	8.1%	9.7%	10.7%	8.9%	8.4%	9.9%	10.9%

TNEC Monograph No. 9, p. 181 より作成。

* 5万ドル以下とあるのは25万ドル以下のミス・プリントではないかと思われる。

1929年頃に最低の生活を維持する所得は3000ドル(独身1500ドル)といわれたときに、じつに78.4%の世帯が3000ドル以下の所得であった⁴⁷という。その低所得階層が恐慌の谷間において一そう所得を切り下げられたとき、上述のように、この階層に重い税金が課されたのである。そのような状況のなかで、巨大企業優遇の法人税現象を現実⁴⁷に成立させるためには、課税所得の基礎をなす利益が(1918年所得税法以来、純利益は納税者が規則的に採用する会計方法によって計算されるむねが炭定されているがゆえに、なおのこと)、「一般に認められた会計原則」によって算定されるという、用語と権威による一その論理化が必要とされたものと思われる。ここに、「一般に認められた会計原則」形成についての一つの重要な要素があり、その形成の過程でディスクロージャーの論理的役割が必要とされた、と考えるのである。

付記

本稿は、日本会計研究学会関西部会(1978年11月)での統一論題報告に加筆(5. 「一般に認められた会計原則」として形成されることの意義、の部分)したものである。

47 遠藤宏一「『社会統制』の租税構造」, 71-72ページ。